

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 安藤 弘司			4 北谷 昭一
5 井上 靖	6 澤口 久美	7 和田 利弘	8 千葉 実
9 山崎 幸一		11 渡辺 健一	12 中原 秋美
13 井上 豊		15 花木 慶喜	16 松田 和浩
17 島田 宗央	18 追永 直哉	19 姉崎 淳一	
	22 三澤 実		24 松下 眞二
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
2 佐藤 輝美 3 松橋 聡 10 久保 拓也 14 秋葉 宏之			
20 高久 輝喜 21 羽田 雄一 23 藤井 和人			
6. 事務局			
事務局長 吉松 智弘 主事 石山 飛翔			

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和7年第5回湧別町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、18名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行いません。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、22番 三澤委員及び4番 北谷委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和7年4月17日に開催されました、令和7年第4回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>4月21日、コミュニティーセンター2階大会議室において、湧別町畜産クラスター協議会総会、湧別町農業振興協議会総会、湧別町農業再生協議会総会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>4月22日、湧別町農協芭露支所において農用地あっせん会議を開催し、これに島田委員、久保委員、井上豊委員、佐藤委員が出席しております。</p> <p>4月23日、湧別町農協芭露支所において農用地あっせん会議を開催し、これに羽田委員が出席しております。</p> <p>4月30日、湧別町農協芭露支所において農用地あっせん会議を開催し、これに羽田委員が出席しております。</p> <p>本日、令和7年第5回湧別町農業委員会総会を開催しております。以上活動状況の報告といたします。</p>

議 長	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において3件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので議案書3ページをご覧ください。その1、証明願出人・所有者は錦町 ○○○○さんです。土地の所在ですが錦町○○○番○ 外1筆で地目は、公簿が畑、現況が農地採草放牧地以外、合計面積は1, 140. 76㎡で、利用状況は雑種地です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は三澤委員、北谷委員、松下委員です。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書4ページをご覧ください。その2、証明願出人・所有者は上芭露 ○○○○さんです。土地の所在ですが上芭露○○番で地目は、公簿が田、現況が農地採草放牧地以外、面積は3, 100㎡で利用状況は山林です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は井上豊委員、佐藤委員、島田委員です。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書5ページをご覧ください。その3、証明願出人は遠軽町 ○○○○さん、所有者は遠軽町 ○○○○さんです。土地の所在ですが計呂地○○○○番○で地目は、公簿が原野、現況が農地採草放牧地以外、面積は84, 031㎡で、利用状況は原野です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は羽田委員、追永委員、島田委員です。</p> <p>(別冊資料3ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>

<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書6ページをご覧ください。</p> <p>議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。</p> <p>農地法第5条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否につき審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に農地法第5条の規定による許可書を申請者に交付することを決議するものです。</p> <p>また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請者に交付することを決議するものです。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書7ページご覧ください。番号1、譲渡人は東 ○○○○さん、譲受人は東 ○○○○さんです。土地の所在ですが、東○○○○番○ 外1筆、合計面積は641㎡で、転用目的は住宅建設のためであり、使用貸借となります。事業費は38,860,000円です。</p> <p>議案書8ページに今回の転用に係る審査表を掲載しております。 (別冊資料4ページにより位置説明) 以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>これから議案第2号の議案について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。</p> <p>日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>

事務局

議案書 6 ページをご覧ください。

議案第 3 号、農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について。

農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出を求められたので、農業委員会の議決を求めるものです。また当該促進計画案に異存なき場合は公益財団法人北海道農業公社へ同法 18 条第 1 項の規定による要請を行うものとし、要請のとおり認可申請された場合は即日公告できるものとしします。

内容の説明をしますので、議案書 10 ページをご覧ください。このページの番号 1 番から 11 ページ 12 番までの所有権移転は、保有合理化事業の売渡であり、所有権の移転をする者はすべて北海道農業公社となります。

番号 1、所有権の移転を受ける者は川西 ○○○○さん、土地の所在は川西○○○番○で面積は 46,386㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和 7 年 6 月 5 日で、対価の支払い時期につきましては令和 7 年 9 月 29 日となっており、売買価格は 4,074,000 円です。

(別冊資料 5 ページにより位置説明)

続きまして番号 2、所有権の移転を受ける者は川西 ○○○さん、土地の所在は川西○○○番○ 他 2 筆で合計面積は 40,976㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和 7 年 6 月 5 日で、対価の支払い時期につきましては令和 7 年 9 月 29 日となっており、売買価格は 5,735,000 円です。

(別冊資料 6 ページにより位置説明)

続きまして番号 3、所有権の移転を受ける者は東 ○○○○さん、土地の所在は東○○○番○で面積は 30,954㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和 7 年 6 月 5 日で、対価の支払い時期につきましては令和 7 年 7 月 25 日となっており、売買価格は 4,024,000 円です。

(別冊資料 7 ページにより位置説明)

続きまして番号 4、所有権の移転を受ける者は東 ○○○○さん、土地の所在は東○○○番○ 他 2 筆で合計面積は 71,431㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和 7 年 6 月 5 日で、対価の支払い時期につきましては令和 7 年 7 月 25 日となっており、売買価格は 9,286,000 円です。

(別冊資料 8 ページにより位置説明)

続きまして番号5、所有権の移転を受ける者は西芭露 ○○○○さん、土地の所在は西芭露○○番○ 他11筆で合計面積は81,167㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和7年6月5日で、対価の支払い時期につきましては令和7年7月25日となっており、売買価格は5,410,000円です。

(別冊資料9ページにより位置説明)

続きまして番号6、所有権の移転を受ける者は計呂地 ○○○○さん、土地の所在は計呂地○○○○番○ 他3筆で合計面積は45,663㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和7年6月5日で、対価の支払い時期につきましては令和7年7月25日となっており、売買価格は2,739,000円です。

(別冊資料10ページにより位置説明)

続きまして番号7、所有権の移転を受ける者は上湧別屯田市街地 ○○○○さん、土地の所在は南兵村三区○○番 他3筆で合計面積は43,658㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和7年6月5日で、対価の支払い時期につきましては令和7年7月25日となっており、売買価格は9,604,000円です。

(別冊資料11ページにより位置説明)

続きまして議案書11ページになります。番号8、所有権の移転を受ける者は札富美 ○○○○さん、土地の所在は南兵村三区○○○○番○ 他11筆で合計面積は51,433㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和7年6月5日で、対価の支払い時期につきましては令和7年7月25日となっており、売買価格は8,389,000円です。

(別冊資料12ページにより位置説明)

続きまして番号9、所有権の移転を受ける者は南兵村三区 ○○○○さん、土地の所在は南兵村三区○○○番 他5筆で合計面積は28,954㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和7年6月5日で、対価の支払い時期につきましては令和7年7月25日となっており、売買価格は2,316,000円です。

(別冊資料13ページにより位置説明)

続きまして番号10、所有権の移転を受ける者は南兵村一区 ○○○○さん、土地の所在は南兵村一区○○○番○ 他4筆で合計面積は31,362㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和7年6月5日で、対価の支払い時期につきましては令和7年7月25日となっており、売買価格は7,042,000円です。

(別冊資料14ページにより位置説明)

続きまして番号11、所有権の移転を受ける者は南兵村一区 ○○○さん、土地の所在は南兵村一区○○○番○ 他2筆で合計面積は10,878㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和7年6月5日で、対価の支払い時期につきましては令和7年7月25日となっており、売買価格は2,393,000円です。

(別冊資料15ページにより位置説明)

続きまして番号12、所有権の移転を受ける者は開盛 ○○○○で土地の所在は開盛○○○番○ 他4筆で合計面積は16,850.17㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和7年6月5日で、対価の支払い時期につきましては令和7年8月25日となっており、売買価格は2,527,000円です。

(別冊資料16ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

続いて議案書12ページ、賃借権になります。

番号1、利用権を設定する者は東 ○○○○さん、利用権設定を受ける者は、東 ○○○○です。土地の所在は東○○○番○の内 他2筆で合計面積は45,587㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和7年6月5日から令和16年11月30日の10年間で、金額は年136,000円です。

番号2、利用権を設定する者は、東 ○○○○さん、利用権設定を受ける者は、東 ○○○○です。土地の所在は東○○○番○ 外5筆で合計面積は122,906㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和7年6月5日から令和16年11月30日の10年間で、金額は年368,000円です。

(別冊資料17ページにより位置説明)

続いて議案書13ページ使用貸借権になります。

利用権を設定する者は神奈川県平塚市 ○○○○さん、利用権設定を受ける者は北兵村二区 ○○○○さんです。土地の所在は北兵村二区○○番○で面積は8,589㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和7年6月5日から令和16年12月31日の10年間です。

(別冊資料18ページにより位置説明)

議長

これから議案第3号の議案について質疑を行います。
質疑ございませんか。

委員一同

(なしとの声)

松田委員	番号8の単価に差があるのはなぜでしょうか。
渡辺委員	以前、河川敷地だった箇所の畑のぬかるみが原因で、単価に差が出ております。
議 長	他、質疑なければ採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は、原案の通り可決されました。
	総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。 これで令和7年第5回湧別町農業委員会総会を閉会します。
	閉 会 14時00分
	この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。
	議 長
	署名委員
	署名委員